明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法律〕
○東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（三三）　二
○東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律（三四）　七
〔政令〕
○東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令（一一四）　七
〔省令〕
○地方整備局組織規則の一部を改正する省令（国土交通三八）　四
○東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律及び東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令の規定による権限の委任に関する省令（同三九）　五

本号で公布された法令のあらまし

◇東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（法律第三三号）（国土交通省）

1　趣旨

この法律は、平成二三年三月一一日に発生した東北地方太平洋沖地震による被害を受けた地方公共団体における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情に鑑み、国又は県が被害を受けた地方公共団体に代わって公共土木施設の災害復旧事業及びこれに関連する事業に係る工事を施行するための措置について定めることとした。（第一条関係）

2　定義

㈠　この法律において「被災地方公共団体」とは、平成二三年三月一一日に発生した東北地方太平洋沖地震による被害を受けた県又は市町村をいうこととした。（第二条第一項関係）

㈡　この法律において「被災県」とは、被災地方公共団体である県をいうこととした。（第二条第二項関係）

㈢　この法律において「被災市町村」とは、被災地方公共団体である市町村をいうこととした。（第二条第三項関係）

㈣　この法律において「災害復旧事業」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける災害復旧事業をいうこととした。（第二条第四項関係）

3　漁港漁場整備法の特例

㈠　農林水産大臣は、漁港管理者である被災県の知事から要請があり、かつ、当該被災県における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災県に代わって自ら特定災害復旧等漁港工事を施行することができることとした。（第三条第一項関係）

㈡　被災市町村の属する県は、漁港管理者である当該被災市町村の長から要請があり、かつ、当該被災市町村における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災市町村に代わって自ら特定災害復旧等漁港工事を施行することができることとした。（第三条第二項関係）

㈢　農林水産大臣又は県は、㈠又は㈡の規定により特定災害復旧等漁港工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、㈠又は㈡の被災県又は被災市町村に代わってその権限を行うものとすることとした。（第三条第三項及び第四項関係）

㈣　㈠の規定により農林水産大臣が施行する特定災害復旧等漁港工事に要する費用は、国の負担とすることとした。（第三条第五項関係）

㈤　㈡の規定により県が施行する特定災害復旧等漁港工事については、当該県の費用をもってこれを施行するものとすることとした。（第三条第六項関係）

4　砂防法の特例

㈠　国土交通大臣は、被災県の知事から要請があり、かつ、当該被災県における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災県の知事に代わって自ら特定災害復旧等砂防工事を施行することができることとした。（第四条第一項関係）

㈡　国土交通大臣は、㈠の規定により特定災害復旧等砂防工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、㈠の被災県の知事に代わってその権限を行うものとすることとした。（第四条第二項関係）

㈢　㈠の規定により国土交通大臣が施行する特定災害復旧等砂防工事に要する費用は、国の負担とすることとした。（第四条第三項関係）

5　港湾法の特例

㈠　国土交通大臣は、港湾管理者である被災県の知事から要請があり、かつ、当該被災県における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災県に代わって自ら特定災害復旧等港湾工事を施行することができることとした。（第五条第一項関係）

㈡　㈠の規定により国土交通大臣が施行する特定災害復旧等港湾工事に要する費用は、国の負担とすることとした。（第五条第二項関係）

6　道路法の特例

㈠　国土交通大臣は、道路管理者である特定地方公共団体の長から要請があり、かつ、当該被災地方公共団体における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災地方公共団体に代わって自ら特定災害復旧等道路工事を施行することができることとした。（第六条第一項関係）

㈡　被災市町村の属する県は、道路管理者である当該被災市町村の長から要請があり、かつ、当該被災市町村における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災市町村に代わって自ら特定災害復旧等道路工事を施行することができることとした。（第六条第二項関係）

㈢　国土交通大臣又は県は、㈠又は㈡の規定により特定災害復旧等道路工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、㈠又は㈡の被災地方公共団体又は被災市町村に代わってその権限を行うものとすることとした。（第六条第三項及び第四項関係）

㈣　㈠の規定により国土交通大臣が施行する特定災害復旧等道路工事に要する費用は、国の負担とすることとした。（第六条第五項関係）

㈤　㈡の規定により県が施行する特定災害復旧等道路工事については、当該県の費用をもってこれを施行するものとすることとした。（第六条第六項関係）